

令和 5 年第 6 回

美里町農業委員会総会議事録

第6回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和5年6月26日(月) 午後1時30分から午後2時44分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(14名)

1 番	佐々木 幸一郎	2 番	福田 なほ子	3 番	鈴木 幸博
4 番	渡邊 雅光	6 番	後藤 幸太郎	7 番	小野 保裕
8 番	我妻 卓美	9 番	片倉 澄子	10 番	遊佐 恭一
11 番	澁谷 正行	13 番	尾形 司	14 番	古内 世紀
15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子		

欠席委員(1名)

12 番 久道 雄悦

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 非農地証明願について
5. 農地法第3条の規定による許可書の返戻について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第4号議案 美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	では、定刻になりましたので、ただいまより令和5年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。
議長	これより令和5年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、12番久道委員が所用のため欠席となりましたので、14名の出席であります。 農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。10番遊佐恭一委員、11番澁谷正行委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、6月5日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
尾形 司委員	それでは、報告いたします。 6月5日月曜日、201の会議室におきまして、伊藤会長、久道委員、そして私、尾形の3名で対応いたしました。相談件数は2件でした。 1件目は、●●字●●の●●●●●さんという方でした。今年で田んぼの耕作をやめるので、来年から新たな耕作者を探してほしいという相談でした。対応といたしましては、近所に受けてくれそうな農家や法人に話をし相談してみてくださいと返答しました。 続きまして2件目、●●●●●さん。●●字●●の方でした。相談内容は、田んぼの耕作を頼んでいた人が田植えが終わってから亡くなってしまったので、どうしたらいいかという相談でした。対応といたしましては、近所に受けてもいいという人がいたそうなので、秋以降に新たな契約を結んでくださいと返答いたしました。 以上です。
議長	その件なんですけれども、●●●●●さんについては近くの●●●●●さんがやることに決まりました。あと●●の●●●●●さんですが、●●の●●●●●に話をしているところです。 ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。

事務局	(報告事項 2、報告事項 3 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より一括で説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、続きまして報告事項 4 番、非農地証明願について事務局より報告をお願いいたします。 また、6 月 16 日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。 初めに、事務局より説明願います。
事務局	(報告事項 4 について、議案書に記載のとおり報告を行った)
議長	ありがとうございました。 引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。
尾形 司委員	報告いたします。 農地調査委員会は、伊藤会長が所用により欠席したため、久道委員と委員長である私、尾形と邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長、野田次長の計 5 名で、6 月 16 日金曜日に現地調査を行いました。 非農地証明願についての意見、番号 12 の申請地は●●字●●です。現地は樹木や竹が繁茂しており、非農地化して長年経過し、再び農地として利用される可能性もないことから、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。よろしいですか。 (なしの声あり)
議長	続きまして報告事項 5 番、農地法第 3 条の規定による許可書の返戻について、事務局より報告をお願いいたします。
事務局	(報告事項 5 について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	ありがとうございました。 ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)

議長	ないようですので、議事に入ります。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（第１号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑はありませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可については原案どおり許可といたします。
議長	続きまして、第２号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	休憩します。（１４：０９） ２時２０分まで休憩します。
議長	再開します。（１４：２１）
事務局	（第２号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、第２号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号２０５、２０６番を除く３６件について審議いたします。質疑ありませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。 第２号議案、農用地利用集積計画書審議についての３６件分について賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。

続きまして、番号２０５番について審議いたしますが、農業委員会に関する法律第３１条により、１３番尾形 司さんの退室を求めます。

議長 休憩します。（１４：２５）

議長 再開します。休憩前に引き続き、番号２０５番について審議いたします。（１４：２５）

議長 質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
番号２０５番について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。（１４：２５）

議長 再開します。（１４：２６）

議長 続きまして、番号２０６番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第３１条により、１０番遊佐恭一委員の退室を求めます。

議長 休憩します。（１４：２６）

議長 再開します。（１４：２６）

議長 休憩前に引き続き、番号２０６番について審議いたします。
質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
番号２０６番について賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。（１４：２６）

議長 再開します。（１４：２７）

議長 第２号議案、農用地利用集積計画書審議について、全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、6月16日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

尾形委員

それでは、報告いたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号15の申請地は●●字●●であり、転用目的は住宅です。現地は住宅地内の農地であり、宅地等に囲まれ、10ヘクタール以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようですが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てきました。

番号16の申請地は字●●であり、転用目的は一戸建て貸家です。現地は都市計画用途地域内にあることから、農地区分は第3種農地となりますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ありませんか。

渡邊雅光委員

4番渡邊です。

番号15番についてちょっとお聞きしたいんですが、この内容については特段問題ないというふうには判断しますが、議案として取り扱う場合に、譲渡人が複数人の場合はこのような表記の仕方でもいいのか、その辺のところを確認したいと思います。また、申請者が●●さんと●●●●さんと別々になっているので、対価については総額で表記していいのか、用地費は総額で表記してもいいんだと思うんですが、対価は別じゃないかと。それぞれへ別々に支払いされるものだと思うので、その辺のところを確認したいなと思います。

議長

事務局、お願いします。

事務局

では、お答えいたします。

まず15番につきましては、同一事業として申請が出されておりますので、議案書はこのような表記の仕方となっております。ただ、議案書には記載しておりませんでしたけれども、契約書は別々についておりまして、先ほどの土地の代金でございますが、●●●●さんの土地については●●●●万円、●●●●●●さんの土地について

	は●●●万円ということで、契約書の写しは別々にそれぞれついております。ですので、この●●●万円の内訳は今の様な金額となっております。
議長	よろしいでしょうか。
渡邊雅光委員	ごめんなさい、この内容は分かりました。特別問題視しているわけじゃないんですが、議案として取り扱うときに、これ1本化していいのかなとか、その辺、事務局のほうでいいということであれば別に問題ないんですが、全く所有者が別なので、分けたほうがもしかしたらいいのかなという思いもあったので確認をしたいなというふうに思いました。
議長	事務局、お願いします。
事務局	では、お答えいたします。 今回の申請の形態としては2人の譲渡人から1人の方が土地を譲り受けて居宅を建築するというものとなっております。居宅を建築するのは1本の事業となりますので、総会へもこの形で提案させていただきます。 以上です。
議長	よろしいですか。（「はい」の声あり） そのほかございませんか。 （なしの声あり）
議長	それでは質疑なしと認め、採決をいたします。 第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。 （各委員の挙手を確認）
議長	全員賛成と認めます。 第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。 続きまして、第4号議案、美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（第4号議案について説明を行った）
議長	ありがとうございました。 事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第4号議案、美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正についてを審議いたします。質疑ありませんか。 （なしの声あり）
議長	質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、美里町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部改正については、原案どおり異議なしの意見を付し、美里町町長に報告をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第6回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 0 番

署 名 委 員
議 席 1 1 番